

議案第 39 号

長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年6月4日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による消費税率の引上げを踏まえ、使用料に関する規定を改正するとともに、所要の改正を行うもの。

長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表1及び2の表を次のように改める。

1 宿泊料

（単位：円）

区分		宿泊料（1人当たり）
町民	小人	330
	大人	550
町民以外	小人	660
	大人	1,100

備考

- 1 大人とは、高校生以上の者をいう。
- 2 小人とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳以下の乳幼児は、含まない。
- 3 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

2 研修室等使用料（宿泊以外）

（単位：円）

種別	時間	町民（1時間につき）	町民以外（1時間につき）
研修室		220	440
調理室		220	440
いろいろの間		160	330
二島の間		110（160）	220（330）
白髭の間		110（160）	220（330）

備考

- 1 二島の間及び白髭の間を同時に使用する場合は、括弧書の使用料とする。
- 2 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条

例の規定は、施行日以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。